

6 月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和 8 年 6 月 30 日（火） 午前 10 時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下 1 階 B 1 会議室	
出席者	委員	垣見教育長、柳澤委員、梅田委員、川村委員、新井委員 【計 5 人出席】
	事務局	槇野課長補佐、谷埜
	理事者	若林教育部長、土田教育部次長、牧野教育部次長、小林教育政策課長、安井教育総務課長、引野教職員課長、原田放課後児童育成課長、西村学校教育課長、杉田いじめ防止生徒指導課長、高保健給食課長、岡田特別支援教育推進課長
開催形態	公開（傍聴者なし）	
議題	1 議案	
	議案第 12 号	奈良市教科用図書選定委員会規則等の一部改正について
	議案第 13 号	奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について
	議案第 14 号	奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について
	2 その他報告事項	
	その他報告事項（1）	奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の調査終了について非公開
決定取り纏め事項	1 議案	
	議案第 12 号	奈良市教科用図書選定委員会規則等の一部改正については、原案どおり可決した。
	議案第 13 号	奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正については、原案どおり可決した。
	議案第 14 号	奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命については、原案どおり可決した。
	2 その他報告事項	
	その他報告事項（1）	奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の調査終了については、報告を受けた。

担 当 課	教育政策課
議事の内容	
教 育 長	6月の定例教育委員会会議を始めさせていただきます。まず柳澤委員が教育委員として6月15日付けで再任されました。また前任期に引き続き、教育長職務代理者に指名いたしますので、ご報告申し上げます。柳澤委員一言ご挨拶どうぞよろしくお願いいたします。
柳 澤 委 員	今回改めて継続させていただきました。教育長の補佐としてやっていきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。
教 育 長	ありがとうございます。それでは事務局より資料の説明をお願いいたします。
事 務 局	本日の資料につきましては既にお配りしているとおります。なお、その他報告事項（１）の資料につきましては机上に配付させていただいており、会議終了後回収させていただきます。
教 育 長	本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立いたします。ただいまから6月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名委員は私と柳澤委員でお願いします。 次に、会議録の確認を行います。5月定例教育委員会会議の署名委員は川村委員でございます。川村委員には6月18日の事前説明の場ですでに署名をいただいておりますのでご報告申し上げます。
教 育 長	それでは、本日の案件に入ります。本日の案件は議案3件、その他報告事項1件の計4件でございます。なお、前月使用承認いたしました後援名義は22件でしたのでご報告いたします。 本日の案件のうち、その他報告事項（１）につきましては奈良市情報公開条例第7条第2号に該当する事項が含まれているため非公開として審議すべきであると思えますが、いかがでしょうか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、その他報告事項（１）は非公開といたします。 なお、その他報告事項（１）は関係理事者のみでの審議といたします。では公開案件から始めます。議案第12号「奈良市教科用図書選定委員会規則等の一部改正について」、教職員課長より説明をお願いいたします。

教 職 員 課 長	この議案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律、いわゆる給特法改正の第2条による、学校教育法の一部改正により、学校に主務教諭を置くことができるようになったことを受けて、奈良市教科用図書選定委員会規則、奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則、奈良市立学校教職員安全衛生規則、学校教育法施行細則、奈良市立学校の管理運営に関する規則、これら計5つの規則を一部改正するものです。 例規の並び順において筆頭となる規則名を議案名としておりますが、内容としては学校教育法施行細則、奈良市立学校の管理運営に関する規則の改正が中心となりますので、こちらから説明を申し上げます。まず学校教育法の一部改正により、令和8年4月1日より、学校に主務教諭を置くことができるようになりました。これを受けて、奈良県では関連する教育委員会規則及び給与条例等の改正を行い、制度上は令和8年4月から主務教諭を配置することができるようになりました。実態として、令和8年度は市立学校への主務教諭の配置は行われていませんが、今後どの時点で主務教諭が配置されても対応できるように、市立学校の教職員の定義に「主務教諭」を加えるとともに、主務教諭の職務を県教育委員会規則の表現とそろえる形で定めることといたしました。学校教育法施行細則につきましては、職員の定義と所属職員の定義に主務教諭を加えております。 奈良市立学校の管理運営に関する規則については、職員の定義に主務教諭を加えるとともに、小学校及び中学校には主務教諭を置くことができることを定め、主務教諭の職務を「児童生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。」こととしました。高等学校についても準用により主務教諭を置けるようにいたしました。奈良市教科用図書選定委員会規則については、委員または研究部会の研究員になり得る教職員として主務教諭を加えております。奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則については、被評価者に主務教諭を加えております。奈良市立学校教職員安全衛生規則については、教職員の定義に主務教諭を加えております。 改正内容の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
教 育 長	ではこの件につきまして、ご質問ご意見等ございますでしょうか。
柳 澤 委 員	事前に制度を整えておくとおっしゃっていたんですが、実際には市として、この主務教諭を今後、来年、再来年等を含めて、短期的にはどういうふうに扱われるか、積極的に置いていこうというスタンスなのか、全くその意思はないのか、検討状況を教えてください。
教 職 員 課 長	市立の小中学校につきましては、ほとんどの教員が県費になりますの

	で、県が主務教諭を置く際の決まり、例えば主務教諭を置くためにどういった条件にするか、また、どのような年数の方を主務教諭にするかといったルールを決めないことには、こちらの一存では置けるものではないと認識しております。現時点では制度的にはできているんですけども、県の方から条件については全く示されていない状態です。県としても今は主幹教諭の配置を進めており、こちらは管理職と一般教員をつなぐような管理職を支援するような形で置いております。こちらの配置が定着してからになるのではないかと考えているところです。
教 育 長	他にご質問はございますか。
梅 田 委 員	今回の議案については異議ございません。感想になりますが、県教委における具体的な位置付けであったり、運用の詳細がこれからであるということも、ご説明いただいた中から理解します。ただ、特に規模の大きな学校においては、学校のマネジメント体制の強化という意味から考えても、重要な位置に立つ仕組みとして位置づけることもできるのではないかと感じております。学校が抱えている教育課題は、言うまでもなく複雑化、多様化している現状があるというのは、これも現実です。どの学校も同一の体制ということではなく、学校の状況により、様々な体制づくりが必要になってくるということも、今後考えていかなければなりません。この新しい職が、単なる名簿上の役職にとどまるだけではなく、校長、教頭、主幹教諭に組み込まれる形で、ミドルリーダーとして、現場における様々な課題解決であったり、組織力を向上させていく、歯車の中に存在意義を持って組み込まれていくことが期待されることを感じています。そのためにも、事務局においても、今後の県教委の動向であったり、他の自治体の動きを注視していただくようお願いします。 同時に、学校内での細かな体制は、事務局側から見ていただけでは掴みにくいと思います。マネジメントを進める上において、様々な課題であったり、推進していく事項に対してどういう体制が効果的なのかをしっかりと掴んでいきながら、新しい職務と繋がることによって、うまくかみ合う体制となるのか、情報を持つておくことも必要と考えます。校長会などとも連携しながら、どのような体制が学校の中でマネジメントを進めていく上で、より効果的な体制づくりとなっていくのか、情報を蓄積しておいて、新しい職務が動き出すことになったときに、必要とされる規模感の学校に対してスムーズに行えるよう準備しておくということも必要と感じています。今すぐということではありませんけれども、様々な情報の蓄積をお願いできればと思っております。
教 職 員 課 長	まだ主務教諭がどういう役割を持つのか、定義としてはできたんですけども、具体的にどういうことをさせるのか、またもともと校務分掌で存

	在しているいろいろな役割がありますけれども、こちらとの兼ね合いがどうなるのかが今見えていないところです。そのあたりも考慮しながら、おっしゃるように校長会等の意見も、新しい制度をどう考えておられるか、意見を聞いていきたいと思っております。
川 村 委 員	委員や課長のお話を伺いながら、なるほどと思って勉強させてもらっています。県の流れに沿って市も形を整えていくという方向性は理解できます。この議案に対して異議はございません。ただ、今現場の先生方は、産休をとられる先生も男性・女性問わず多くいらっしゃいますし、病欠で休まれる先生もいらっしゃいます。業務を組織的に分担して、誰が抜けても回っていけるチームを作るためのマネジメント改革であってほしいと思っています。情報の蓄積というお話もありました。本当にそうだと思います。今の若い人たちが、お給料をもらえるから頑張るんだということを重点に置いていないと私は感じています。やりがいを持って子どもたちに寄り添う仕事を楽しんで前向きに取り組んでいけるような環境づくりも、この改正に伴った組織を作る中で、奈良市らしいものを見据えて作っていただけたらと思っています。
教 職 員 課 長	どういった方が主務教諭になるかがはっきりしてからにはなりますけれども、きちんと学校が運営しやすい形を考えていきたいと思えます。現場への配置の意図等については、県と連携を密にして情報の共有は引き続きしていきたいと思っております。
教 育 長	ご意見がないようですので、議案第 12 号「奈良市教科用図書選定委員会規則等の一部改正について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しまして異議ございませんでしょうか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって議案第 12 号は原案どおり可決することに決定をいたしました。続いて議案第 13 号「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について」、放課後児童育成課長より説明をお願いいたします。
放課後児童育成課長	一部改正を行う理由といたしましては、このたび狭隘化対策として、特に狭隘化が進んでいるバンビーホームについて、保育環境の改善を行ったことから、管理定員が増加したため、定員数を改めるというものです。改廃の概要を説明いたしますと、対象のバンビーホームは、大宮バンビーホームです。内容としましては、隣接する小学校南校舎 2 階の 2 教室をバンビーホームに改修し、狭隘化を緩和しようとするものです。この結果、定

	員数は従前の 116 人から 192 人に増加しております。このため、奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則にある定員数を改めるため、一部改正を行うものとなっております。
教 育 長	それではご意見、ご質問ございますでしょうか。
川 村 委 員	今の議案に対して異議はございません。需要が高まる中で、スピード感ある現実的な対応をしていただいたと思っています。ただ、教室を改修したことについて、基本的にバンビーホームの意味合いは、教室を離れた放課後の居場所であり、子どもが少し肩の力を抜いて、自然体な関係性の中で時間を過ごす場所だと受けとめております。ですので、箱を広げたというか整えただけで、子どもが今まで教室でいて、また教室で過ごすのかと思わないように、環境づくりもお願いします。人員確保も毎回課題になってると思いますけれども、子どもたちがそこで過ごしやすい、正しいことをすれば褒められ、間違ったことは指導していただけるような、人としてのつき合いもしっかりできるような人材の確保を引き続きお願いしたいと思っています。
教 育 長	他ございますでしょうか。
梅 田 委 員	この議案についても異議はございません。バンビーホームが少し離れた場所に、3 つに分かれて運営されるので、すでに様々なことは考えていただいていると思うんですけれども、お互いに連絡が取りやすい体制であったり、施設の中での工夫であったり、少しずれていってしまいますと、様々な課題が起こりやすい体制にもなってしまいがちです。事務局としても、現場の指導員の方々と体制を見ていただきながら運営をお願いします。
教 育 長	課から何か連携工夫でご説明いただくことはありますか。
放課後児童育成課長	特に連携も重要ということで、例えばスマートフォンを各教室に設置するとか、現状、そういった連絡ツールについては、この 3 つの施設が連携をとれるように配慮していきたいと思っています。日々子どもの安全を最優先に考えていかないといけないと思っているので、支援員とも相談しながら、よりよい環境について考えながら運営していきたいと思っています。
教 育 長	他にはどうですか。
新 井 委 員	必要人数が増えており、定員を拡充するということに異論はございませ

	ん。大宮小学校は現在多分 500 人か 600 人ぐらいの生徒がおり、バンビーホームの定員が 192 人になると、3 分の 1 以上、4 割ぐらいの人数になるんです。結構な人数が放課後もそのまま残っていて、バンビーホームの職員は、学校の先生の数からすると、3 分の 1 位いないと計算が合わないと思うんですけれども、そんなにいらっしやらないような気がするんです。実際にうまく回っているんですか。
放課後児童育成課長	確かに支援員の数が非常に少なく、増やしていくのに苦労しています。ただ、去年と 2 年前に、予算をつけていただき、広報費用もついています。求人媒体などを使いながら取り組んできた結果、一定の増員を図れています。ただ、課題としては求人に月額と時間額という 2 種類があり、時間額の支援員は増えているんですけれども、月額の方が思うように増えていないんです。そういった中で、少しずつは月額も増えており、現状は十分とは言えないんですけれども、ぎりぎり運営できるレベルの人員を確保できています。今後どんどん児童の数が増えていくと、支援員の増員対策はさらに強化していかなければならないと思っています。
教 育 長	今課長の方からもございましたけれども、バンビーホームの支援員については継続して募集し、給与体系も変えながら対応させてもらっています。大宮小も 430 名程度在籍していますが、常時利用されている方と、登録だけされている方もありますので、今は運用面で対応させていただいております。引き続き、課長も申しておりましたような形で充実を進めさせていただこうと思います。 それでは、ご意見ございませんので議案第 13 号「奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について」、採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんでしょうか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって議案第 13 号は原案どおり可決することに決定をいたしました。次に、議案第 14 号「奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱または任命について」、保健給食課長より説明をお願いいたします。
保健給食課長	本市児童生徒の結核の早期発見と予防に努め、健康の保持増進を図ることを目的として、奈良市学校結核対策委員会を設置しており、本議案は、その委員を委嘱、任命しようとするものです。お手元の資料の 2 ページ「奈良市結核対策委員会規則」をご覧くださいませでしょうか。委員会は奈良市保健所長、結核に関して専門的知識を有する者、教育委員会が委嘱している学校医の代表者、奈良市医師会の代表者、学校長の代表者 2 名、

	養護教諭の代表者の9名以内で組織することとしております。任期は委嘱又は任命の日からその年度の3月31日までとなっております。資料1ページをご覧くださいでしょうか。4名の委員が再任、5名の委員が新任となっております。今回の委嘱、任命により女性委員の比率は44.4%となっており、昨年度の12.5%から増となっている状況です。本委員会では、学校での内科健診時に保護者から提出のあった問診票を参考に、学校医が精密検査を要するか検討が必要と判断した児童生徒のうち、精密検査が真に必要なものを審議・選定いたします。委員会に精密検査が必要とされた児童生徒はX線検査を受検いたします。そのX線検査の結果を受け、その後、再度本委員会にて対策対応を検討することとなっております。今年度も各校の定期健康診断が終了し、資料の取りまとめが完了する8月以降に委員会を開催し、3月に再度精密検査対象児童生徒の結果及び今後の対応等について検討する予定です。委員の委嘱、任命についてご審議よろしくお願いいたします。
教 育 長	それではご意見、ご質問あれば、よろしくお願いいたします。
新 井 委 員	感染症の対策委員や保健系の委員は他にもいろいろあると思います。この委員がある程度お医者さん、校長、養護教諭などの形で人数をそろえないと委員会が成立しない状態になっていて、たくさん委員会があったら、その分校長とか養護教員とかを配置していくと、結構な人数が必要になります。ちょっとした細かい委員を複数引き受けると、それ自体が結構負担になると思います。もう少し大きな委員会にまとめれば、1回の分量は多くても、年に1、2回で済むようになって、一時的な負担で済むと思います。回ってくる回数が少なくなって、一度当たったときはちょっと苦労するぐらいで済みます。とにかく細かい委員会をたくさん作ると、基本的に効率が悪くなると思うんです。奈良市の中で委員会をもう少しまとめたほうがいいとすごく思います。さらに言うと、奈良県全部でまとめてもいいんじゃないかと思います。校長とか特別な役職がついている人の働き方改革に繋がらないと思うんです。こういうことは、奈良市教育委員会で議論しても全然話が進まないと思うので、県の方と話し合われたり、それが難しくて市の中で1人当たりの配置の負担が減る方法を考えてもいいんじゃないかと思います。今日の審議は、結核対策委員会も任命しないと業務ができないと思うので、これに対して反対することはないんですけども、組織の効率化を考えられてもいいんじゃないかと思います。
教 育 長	課から何かありますか。
保健給食課長	結核対策委員会のあり方については教育委員会内でも議論しているところですので、今日いただいた意見も参考に、また考えていきたいと思いま

	す。ありがとうございます。
教 育 長	他ございますでしょうか。
柳 澤 委 員	教育委員会が委嘱している学校医は、制度的に全体で何かミーティングがあるのでしょうか。代表を決めているので、自ずとあると思うんですが、そこを教えていただきたいです。
保健給食課長	この結核対策委員会とは別ですけれども、学校医の中で会合は定期的にされておられます。教育委員会ではなく奈良市医師会の事務局がサポートされています。
教 育 長	他ございますでしょうか。よろしいですか。 それでは、今、意見も数点いただいておりますので継続して組織、働き方改革、運営については、課でも十分検討をお願いします。それではご意見がないようですので、議案第 14 号「奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱または任命について」、採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決しまして異議ございませんでしょうか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって議案第 14 号は原案どおり可決することに決定をいたしました。
非 公 開 案 件	この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項及び奈良市教育委員会会議規則第 5 条の 2 の規定により非公開とする。
いじめ防止生徒指導課長	その他報告事項（1） 「奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の調査終了について」、いじめ防止生徒指導課長より概要説明。 本件については、報告を受けた。
教 育 長	これで本日のすべての案件は終了いたしました。その他ご意見、ご連絡はございますでしょうか。これをもって本日の教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。